

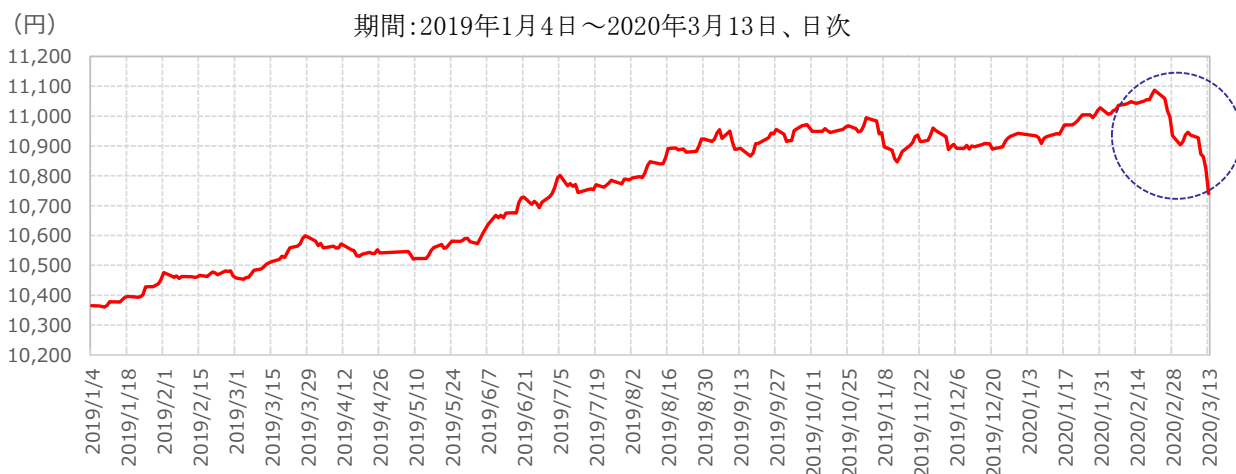
「野村DC運用戦略ファンド(マイルド)(愛称:ネクスト10マイルド)」の運用状況について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村DC運用戦略ファンド(マイルド)(愛称:ネクスト10マイルド)」(2013年3月29日設定。以下、ファンド)の2019年以降の運用状況についてご案内いたします。

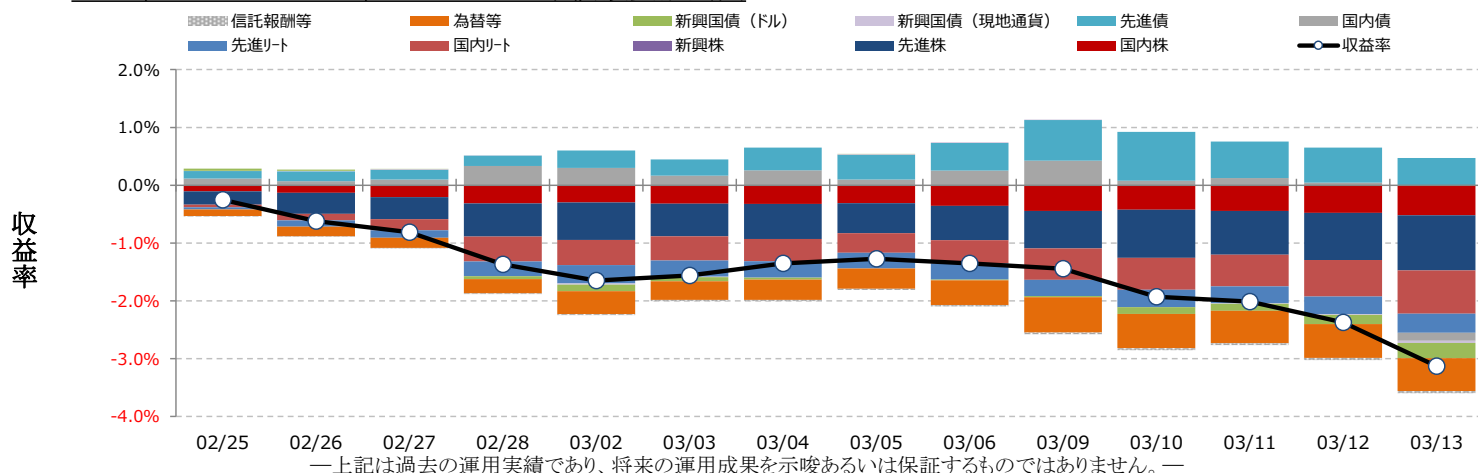
2019年以降のファンドの基準価額は10,365円から始まり、順調に安定的なリターンを積み上げ、2020年2月21日に設定来最高値の11,087円まで上昇しました。その後、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2月下旬より株式市場は大幅に下落し、円高も急激に進行しました。そのため、ファンドの基準価額は、2020年3月13日時点で10,740円となりました。2020年2月21日からの2020年3月13日までのファンドの基準価額の下落幅は347円となり、主な変動要因は、先進国株式▲106円、国内リート▲84円、国内株式▲58円、先進国リート▲37円でした。

◆ 2019年以降の基準価額の推移



・上記期間で2019年2月18日、および2020年2月17日にそれぞれ5円の分配金実績がございます。

◆ 2020年2月25日～2020年3月13日の基準価額変動要因



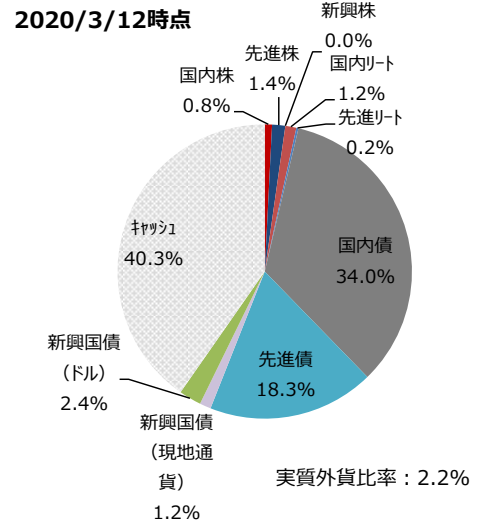
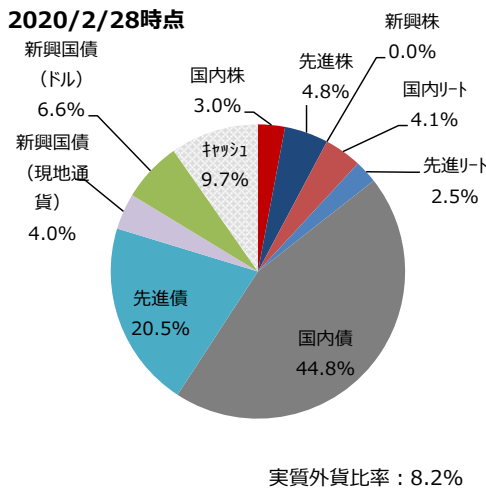
当資料は、ネクスト10マイルドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびREIT(不動産投資信託証券)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【ご参考資料】

◆ 2020年2月25日以降の配分について

投資環境の不確実性が高まったことなどを受けて、大きな下落を回避するためにファンドでは3月初旬から段階的に保守的な運用に切り替えています。3月初旬に株式、リート、新興国債券などの一部キャッシュ化および実質的な外貨比率の抑制を始めました。その後も株式、リート市場の継続的な下落や、債券利回りが大きく上下するなど、金融市場の混乱は収まらず、国内債券や先進国債券を含めたもう一段のキャッシュ化を行ないました。

◆ 配分の推移



	国内株式	先進国株式	新興国株式	国内リート	先進国リート	国内債券	先進国債券	新興国債券(現地通貨建て)	新興国債券(米ドル建て)	実質外貨	株式・リート・新興国合計	国内・先進国債券合計	キャッシュ等
2/28基準	3.0%	4.8%	0.0%	4.1%	2.5%	44.8%	20.5%	4.0%	6.6%	8.2%	25.0%	65.3%	9.7%
3/12基準	0.8%	1.4%	0.0%	1.2%	0.2%	34.0%	18.3%	1.2%	2.4%	2.2%	7.4%	52.3%	40.3%

※ 四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります

◆ 今後の方針

現在、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の先行き不透明感などを背景に、投資環境の不確実性が高まっています。そのため、引き続き、株式やリート、新興国資産の比率や外貨比率を抑制し、キャッシュ比率を高めた保守的な運用を当面継続する予定です。

— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

当資料は、ネクスト10マイルドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびREIT(不動産投資信託証券)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

1. 投資方針

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの価格の変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。リスク水準の調整にあたっては、基準価額の目標変動リスク値を、当年年率3%程度以下になることを目指して、リスク水準の異なる資産の配分比率や実質的な外貨のエクスポージャーを変更します。基準価額の変動の方向は、上昇することも下落することもあります。変動リスクの大きさは、必ずしもファンドの運用成績の良さを意味するものではありません。実際の運用成績は、マイナスとなる可能性があります。

2. 主要投資対象

国内および外国(新興国を含む)の株式、国内および外国(新興国を含む)の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3. 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。(以下の投資制限を設けます)
- ・実質的な内外の株式およびREITへの投資比率は純資産総額の30%以内
- ・実質的な外貨のエクスポージャーは純資産総額の30%以内
- ・為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を獲得する目的(ヘッジ目的外)で活用

4. ペンチマーク

ありません

5. 信託設定日

2013年3月29日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8. 決算日

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)。

9. 信託報酬

純資産総額に年0.66%(税抜年0.60%)以内の率を乗じて得た額

2019年11月11日現在 年0.66%(税抜年0.60%)

内訳(税抜): 委託会社 0.30%、販売会社 0.25%、
受託会社 0.05%

10. 信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
- ・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額 ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

24.基準価額の主な変動要因等

(つづき)

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻りに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会
/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会